

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和3年1月7日	東部運送株式会社 (法人番号6110001007 234) 代表者川崎敬文	新潟県新潟市秋葉 区川口580-21	東港陸運営業所	新潟県北蒲原郡聖 籠町東港4丁目 6335番20	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第1項 及び同条第4項、法第18 条第2項	令和2年9月2日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)(3)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(4)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。